

報第1号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和3年第4回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年5月21日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・ パーソナルコンピュータの取得について

令和3年6月22日提出

岐阜県教育委員会

教育長

堀 貴 雄

教総第170号
令和3年5月21日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に
基づく意見について(回答)

令和3年5月19日付け法第40号で照会のありました下記議案については、
異議ありません。

記

- ・ パーソナルコンピュータの取得について

法第40号

令和3年5月19日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古田 肇

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の
照会について

令和3年第4回岐阜県議会定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ パーソナルコンピュータの取得について

パーソナルコンピュータの取得について

1 取得案件名

パーソナルコンピュータの調達（買入れ）

2 事業計画の概要

本県では、県立学校教員が遂行する校務の情報化等を目的に、平成 20 年度に教員 1 人 1 台の校務用パソコン体制を確立し、その後は、6 年間の機器更新サイクル（法定耐用年数 4 年）を基準とし、計画的に機器の更新を行っている。

今回は、その計画的な更新の一環として、平成 27 年度に導入した校務用パソコンの更新を図るため、2,176 台（外付けディスクドライブ 449 台）を取得する。

3 取得案件の詳細

(1) 調達する内容

校務用パソコンの更新

(2) 調達機器名及び数量

デスクトップ型パーソナルコンピュータ 2,176 台

附属機器

外付けディスクドライブ 449 台

(3) 契約方法

一般競争入札（備品購入による調達）

(4) 履行期限

令和 3 年 8 月 31 日

(5) 納入場所

各高等学校及び各特別支援学校、総合教育センター（計 87 箇所）

(6) 取得の相手方

（株）大塚商会

(7) 取得予定金額

194,607,600 円（税込）

4 パソコンの整備事業効果

(1) 教員 1 人 1 台パソコンの整備基準による機器の効果的な整備

(2) 老朽化したパソコンの計画的な更新による校務の効率化・合理化の推進

議第八十八号

パーソナルコンピュータの取得について

県は、県立高等学校及び県立特別支援学校における教員用パーソナルコンピュータを更新するため、次の物品を取得するものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 種類及び数量 デスクトップ型パーソナルコンピュータ 二千百七十六台
附属機器
外付けディスクドライブ 四百四十九台
- 二 取得の相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号
株式会社大塚商会
- 三 取得予定金額 一九四、六〇七、六〇〇円
- 四 取得の方法 買入れ